

自己資本の構成に関する開示事項

【連結：2020年9月末】（別紙様式第五号）

（単位：百万円、％）

CC1:自己資本の構成(銀行連結)					
国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ	
		2020年 9月末	2020年 6月末	別紙様式 第十四号 (CC2)の 参照項目	
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目 (1)					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	470,794	469,741		
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	23,302	23,302	(1)、(2)	
2	うち、利益剰余金の額	459,182	456,061	(3)	
1c	うち、自己株式の額()	9,622	9,622	(4)	
26	うち、社外流出予定額()	2,068	-		
	うち、上記以外に該当するものの額	-	-		
1b	普通株式に係る新株予約権の額	197	188	(5)	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	64,788	59,970	(6)	
5	普通株式等Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-		
6	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額	(イ) 535,780	529,900		
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目 (2)					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2,486	2,723		
8	うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-		
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	2,486	2,723	(7)	
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	(8)	
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 2,752	△ 2,568	(9)	
12	適格引当金不足額	9,747	11,120		
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-		
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-		
15	退職給付に係る資産の額	-	-	(10)	
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-		
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-		
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-		
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-		
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-		
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-		
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-		
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-		
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-		
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-		
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-		
27	その他Tier1 資本不足額	-	-		
28	普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額	(ロ) 9,481	11,275		
普通株式等Tier1 資本					
29	普通株式等Tier1 資本の額((イ) - (ロ))	(ハ) 526,298	518,624		
その他Tier1 資本に係る基礎項目 (3)					
30	31a	その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	
	31b	その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	
	32	その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-	-	
		特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	-	-	
34-35	その他Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	-	-		
33+35	適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-		
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	-		
35	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	-		
36	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額	(ニ) -	-		
その他Tier1 資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	-	-		
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-		
39	少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-		
40	その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-		
42	Tier2 資本不足額	-	-		
43	その他Tier1 資本に係る調整項目の額	(ホ) -	-		
その他Tier1 資本					
44	その他Tier1 資本の額((ニ) - (ホ))	(ヘ) -	-		
Tier1 資本					
45	Tier1 資本の額((ハ) + (ヘ))	(ト) 526,298	518,624		

自己資本の構成に関する開示事項

【連結：2020年9月末】（別紙様式第五号）

（単位：百万円、％）

CC1:自己資本の構成(銀行連結)				イ	ロ	ハ
国際様式の 該当番号	項目	2020年 9月末	2020年 6月末	別紙様式 第十四号 (CC2)の 参照項目		
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)						
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-			
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-			
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-	-			
	特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	-	-			
48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	-	-			
47+49	適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-			
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	-			
49	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	-			
50	一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	202	177			
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	202	177			
50b	うち、適格引当金Tier2 算入額	-	-			
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	202	177			
Tier2 資本に係る調整項目 (5)						
52	自己保有Tier2 資本調達手段の額	-	-			
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-			
54	少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-			
55	その他金融機関等のTier2 資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-			
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	-	-			
Tier2 資本						
58	Tier2 資本の額((チ) - (リ)) (ヌ)	202	177			
総自己資本						
59	総自己資本の額((ト) + (ヌ)) (ル)	526,501	518,802			
リスク・アセット (6)						
60	リスク・アセットの額 (ヲ)	4,041,804	4,005,996			
連結自己資本比率及び資本バッファ(7)						
61	連結普通株式等Tier1 比率((ハ) / (ヲ))	13.02%	12.94%			
62	連結Tier1 比率((ト) / (ヲ))	13.02%	12.94%			
63	連結総自己資本比率((ル) / (ヲ))	13.02%	12.95%			
64	最低連結資本バッファ比率	2.50%	2.50%			
65	うち、資本保全バッファ比率	2.50%	2.50%			
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率	0.00%	0.00%			
67	うち、G-SIB/D-SIBバッファ比率	-	-			
68	連結資本バッファ比率	5.02%	4.95%			
調整項目に係る参考事項 (8)						
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額	38,198	39,561	(11)	(12)	
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	3,945	3,533	(11)		
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-			
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	882	833			
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9)						
76	一般貸倒引当金の額	202	177	(13)		
77	一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	579	596			
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-			
79	適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	22,764	22,631			
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)						
82	適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-	-			
83	適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-			
84	適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	-	-			
85	適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-			

自己資本の構成に関する開示事項

【単体：2020年9月末】（別紙様式第一号）

（単位：百万円、％）

CC1:自己資本の構成(銀行単体)				イ	ロ	ハ
国際様式の 該当番号	項目			2020年 9月末	2020年 6月末	別紙様式 第十三号 (CC2)の 参照項目
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目 (1)						
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額			448,616	448,111	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額			21,435	21,435	(1)、(2)
2	うち、利益剰余金の額			438,871	436,298	(3)
1c	うち、自己株式の額()			9,622	9,622	(4)
26	うち、社外流出予定額()			2,068	-	
	うち、上記以外に該当するものの額			-	-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額			197	188	(5)
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額			70,733	65,971	(6)
6	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額		(イ)	519,547	514,271	
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目 (2)						
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額			2,405	2,688	
8	うち、のれんに係るものの額			-	-	
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額			2,405	2,688	(7)
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額			-	-	(8)
11	繰延ヘッジ損益の額			△ 2,752	△ 2,568	(9)
12	適格引当金不足額			11,860	13,254	
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			-	-	
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			-	-	
15	前払年金費用の額			-	-	(10)
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額			-	-	
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額			-	-	
18	少数出資金融機関等の普通株式の額			-	-	
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額			-	-	
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			-	-	
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額			-	-	
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額			-	-	
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額			-	-	
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			-	-	
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額			-	-	
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額			-	-	
27	その他Tier1 資本不足額			-	-	
28	普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額		(ロ)	11,514	13,374	
普通株式等Tier1 資本						
29	普通株式等Tier1 資本の額((イ) - (ロ))		(ハ)	508,033	500,896	
その他Tier1 資本に係る基礎項目 (3)						
30	31a	その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		-	-	
	31b	その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額		-	-	
	32	その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額		-	-	
		特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額		-	-	
33+35	適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			-	-	
36	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額		(ニ)	-	-	
その他Tier1 資本に係る調整項目						
37	自己保有その他Tier1 資本調達手段の額			-	-	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額			-	-	
39	少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額			-	-	
40	その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額			-	-	
42	Tier2 資本不足額			-	-	
43	その他Tier1 資本に係る調整項目の額		(ホ)	-	-	
その他Tier1 資本						
44	その他Tier1 資本の額((ニ) - (ホ))		(ヘ)	-	-	
Tier1 資本						
45	Tier1 資本の額((ハ) + (ヘ))		(ト)	508,033	500,896	

自己資本の構成に関する開示事項

【単体：2020年9月末】（別紙様式第一号）

（単位：百万円、％）

CC1:自己資本の構成(銀行単体)				
国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ
		2020年 9月末	2020年 6月末	別紙様式 第十三号 (CC2)の 参照項目
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)				
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-	-	
	特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	-	-	
47+49	適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
50	一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	-	-	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	-	-	
50b	うち、適格引当金Tier2 算入額	-	-	
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	-	-	
Tier2 資本に係る調整項目 (5)				
52	自己保有Tier2 資本調達手段の額	-	-	
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-	
54	少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-	
55	その他金融機関等のTier2 資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	-	-	
Tier2 資本				
58	Tier2 資本の額((チ) - (リ)) (ヌ)	-	-	
総自己資本				
59	総自己資本の額((ト) + (ヌ)) (ル)	508,033	500,896	
リスク・アセット (6)				
60	リスク・アセットの額 (ヲ)	4,020,020	3,984,647	
自己資本比率 (7)				
61	普通株式等Tier1 比率((ハ) / (ヲ))	12.63%	12.57%	
62	Tier1 比率((ト) / (ヲ))	12.63%	12.57%	
63	総自己資本比率((ル) / (ヲ))	12.63%	12.57%	
調整項目に係る参考事項 (8)				
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額	37,861	39,222	(11)、(12)
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	3,899	3,495	(11)
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-	
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9)				
76	一般貸倒引当金の額	-	-	(13)
77	一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	51	62	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	
79	適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	22,939	22,812	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)				
82	適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-	-	
83	適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	
84	適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	-	-	
85	適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	